

第47号議案

「ワークショップコレクション」の後援名義の使用承認について

上記の議案を提出する。

令和元年11月5日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・**後援**名義使用申請書

2019年10月23日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体: 特定非営利活動法人CANVAS)

住所 (所在地) 〒110-0001 東京都台東区谷中7丁目5-12

代表者名 いしどななこ  
石戸奈々子

代表者連絡先 (事務担当者) 事務担当)  
くどうありさ  
工藤有理紗  
TEL: 03-6802-7984  
E-MAIL: kudo@canvas.ws

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・**後援名義**を使用したく、申請します。

記

事業名	ワークショップコレクション		
実施期間	2020年3月21日 (土) から 2020年3月22日 (日) まで (2日間)		
実施場所	情報経営イノベーション専門職大学 (仮称: 設置認可申請中)		
事業内容	目的※	近年、こどもの新たな学びと想像の場として「ワークショップ」が注目されています。日本においても、こどもたちの想像力・表現力をしげきする独自性のある優れたワークショップが全国各地で実施されており、それらは独自の発展を遂げてきました。ワークショップコレクションは、このような子ども向けワークショップ・プログラムの全国普及と発展を目的とすることで、こども達の創造の場、学びの場を増やし、こども達の表現の場を社会全体に届ける役割も果たしています。	
	内容	ワークショップコレクションは世界初の子ども向けワークショップに特化した博覧会イベントとして、2004年にスタート。造形、絵画、サイエンス、映像、環境、デジタル、音楽など様々なジャンルに渡り、約100種類もの多彩なプログラムが同時進行的に展開されます。	
	対象者	未就学児～小学生 (参加予定人員 3万人)	
	参加費	入場無料 (一部ワークショップでは材料費)	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文部科学省 (申請中)、総務省 (申請中)、経済産業省 (申請予定)、東京都教育委員会 (申請予定)、墨田区教育委員会 (申請予定)、江戸川区教育委員会 (申請中)、荒川区教育委員会 (申請中)		
備考	申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <b>同意する</b> ・ 同意しない		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。



「ワークショップコレクション」とは

★ワークショップコレクションとは

こどものためのワークショップ博覧会  
**ワークショップ  
 コレクション**



「ワークショップコレクション」は、こどもたちの創造力・表現力を刺激するクリエイティブ・ワークショップの全国普及と発展を目的としたプロジェクトです。全国に点在するこども向けワークショップを一堂に集め、一般へ広く紹介する博覧会イベントを年に1回実施しながら、産官学のさまざまなプレイヤーを巻き込み、社会全体でこどものための創造・表現の場を創出し、支えていくしくみを整えています。

★3つの場の提供

- 1 こどもたちの創造・表現の場
- 2 ワークショップ実施者同士が  
励み合い、交流する場
- 3 今後ワークショップを  
実施したい人と、  
すでに実施している人との  
出会いの場

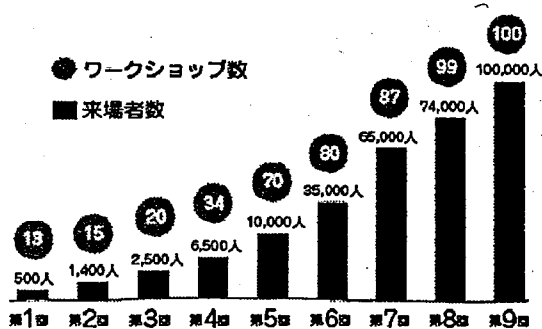
ワークショップコレクションは社会に対して、3つの場を提供するプロジェクトです。





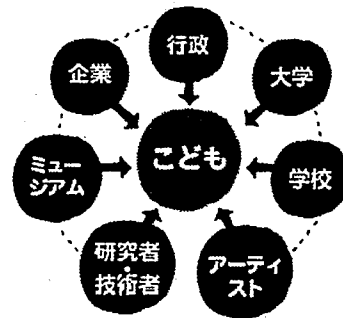
# 「ワークショップコレクション」とは

## ★世界最大級のこども創作イベント



ワークショップコレクションは“世界初”のこども向けワークショップに特化した博覧会イベントとして、2004年にスタートしました。2013年3月の第9回イベントでは、2日間で約10万人の来場者を数え、国内外より「世界最大のこども創作イベント」と評されています。造形、絵画、サイエンス、映像、環境、デジタル、音楽、さまざまなジャンルにわたり約100種もの多彩なプログラムが同時進行的に展開されます。近年では海外ワークショップの参加や海外展開の要望を多数いただくなど、ワールドワイドな展開も視野に入れ、さらなる成長を遂げようとしています。

## ★官学のネットワーク

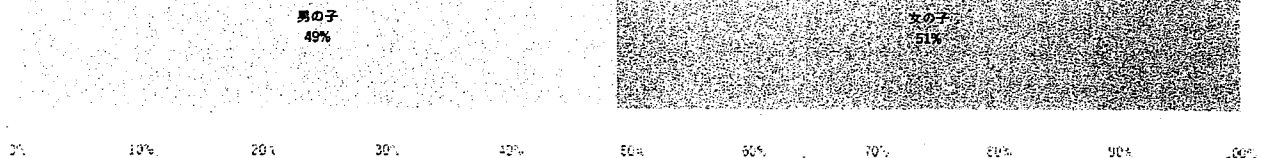


こどもたちへワークショップを提供するのは、学校、大学、企業、ミュージアム研究者・技術者、アーティストなど、幅広い分野でこども向けワークショップを推進する方々です。産官学のさまざまなプレイヤーが連携して、こどものための創造・表現の場をつくりだしています。これまで約750もの企業、団体、個人のワークショップ出展者と、3,000人を超えるボランティアスタッフが参加。ワークショップコレクションは2004年から続く産官学のプレイヤーのネットワークをいかし、継続的にこどもたちの創造・表現の場を社会全体に届ける役割も果たしています。



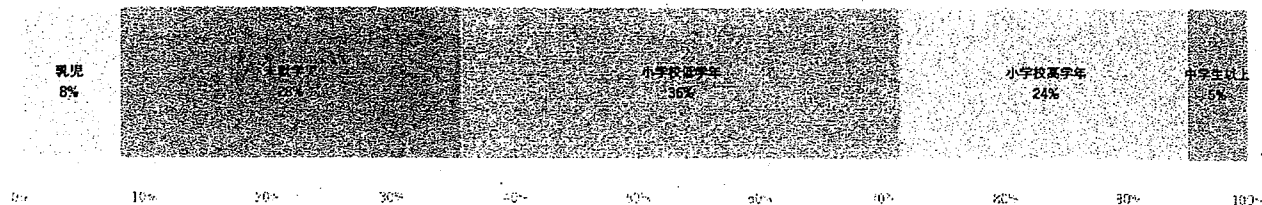
## 来場者の傾向①

### ■子ども性別

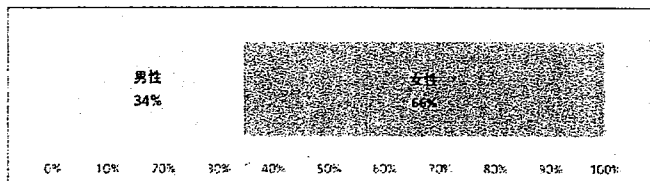


ワークショップコレクションin福岡2019より

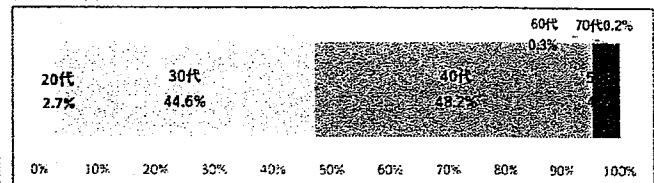
### ■子ども年齢別



### 保護者性別



### 保護者年齢

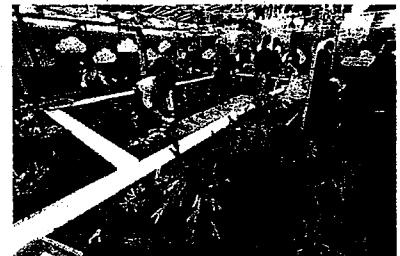
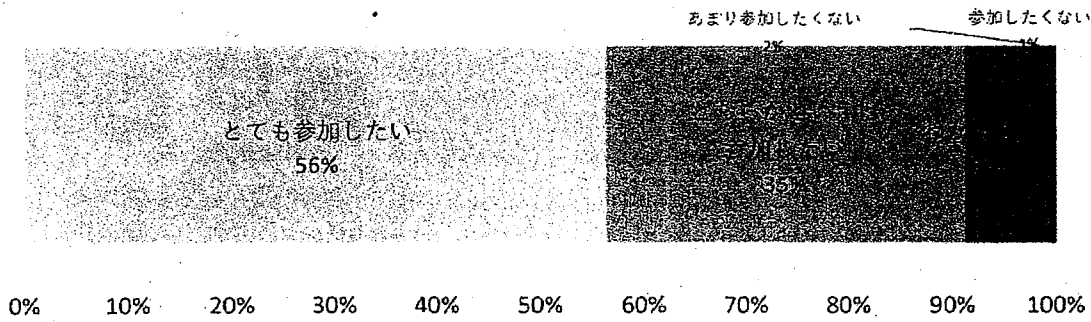




## 来場者の傾向②

ワークショップコレクションin福岡2019より

■今後、ワークショップコレクションへの参加意向



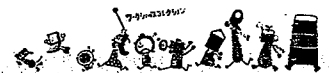
90%以上のお客さまが次回も参加したいと、非常に満足度が高いイベント



こどものためのワークショップ博覧会

# ワークショップコレクション

in墨田区





## 「ワークショップコレクション」の開催概要

【会期】2020年3月21日(土) 11:00-17:00

3月22日(日) 10:00-16:00

\*設営：2020年3月19日(木) 午後および3月20日(金) 朝(予定)

\*撤収：2020年3月22日(日) イベント終了後

【会場】情報経営イノベーション専門職大学(仮称・設置認可申請中)  
墨田キャンパス(予定)

(東京都墨田区文花1-18-13)

【参加費】 入場無料(一部ワークショップでは材料費徴収あり)

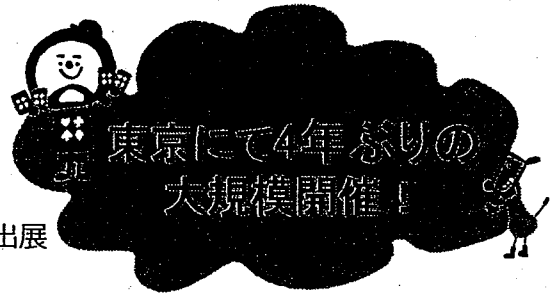
【対象】 未就学児～小学生 ※各ワークショップにより異なる

【主催】 CANVAS

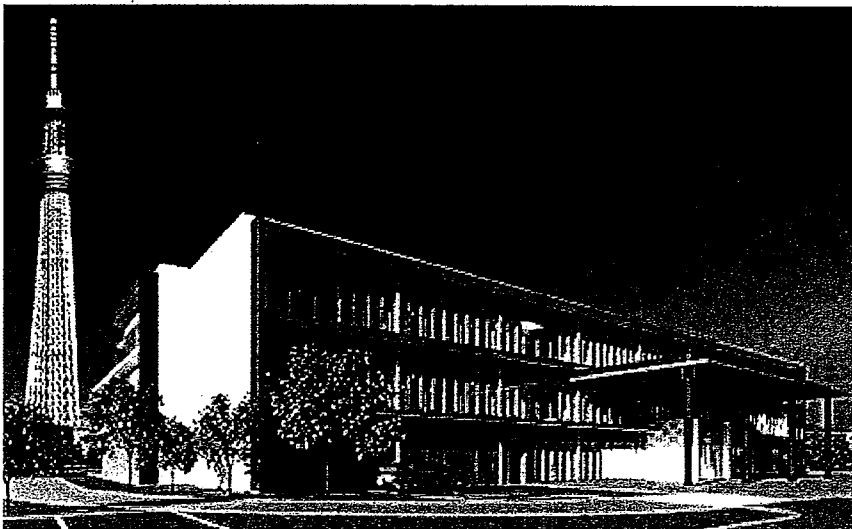
【見込み来場者数】 30,000人 \*前回69,000人来場(2日間)

【出展数】 約70ワークショップ \*前回99ワークショップ出展

【公式サイト】 <http://wsc.or.jp/2020/>



## 会場について



情報経営イノベーション  
専門職大学

(仮称・設置認可申請中/2020年4月開校予定)

情報経営イノベーション専門職大学は、産業界と連携した新しい学びのプラットフォーム。テクノロジーの目覚ましい進展により、私たちが暮らす世の中は急速に変化しています。数年後には、今ある社会問題を解決するサービスや、世の中のニーズを先取りしたビジネスが、当たり前が存在しているはず。その先頭に立ち、世の中にイノベーションを起こしていく人材を育成していきます。

<アクセス>  
曳舟駅から徒歩13分  
京成曳舟駅から徒歩13分  
小村井駅から徒歩6分



社会の第一線で活躍する  
教員陣

まちに開かれた大学

産業界との強力な企業連携

校舎まるごと1棟を貸し切り、イベントを開催。

また、開学前に豪華教授たちによるアカデミックな授業体験も実施!





## 【企画】iUの教授陣によるこども向け授業

会場となる「情報経営イノベーション専門職大学」には、世界を舞台に第一線で活躍している教員が100名以上います。

「ICT・テクノロジー」「ビジネス」「グローバル」といったテーマで、こどもたちにわかりやすく・楽しい・ためになる特別授業を開講します！



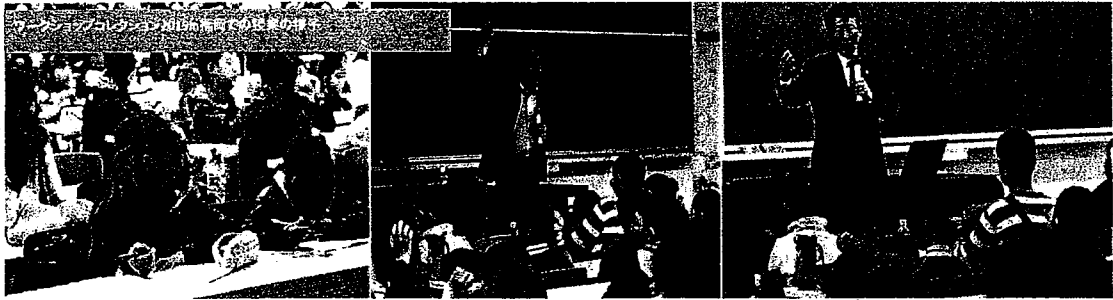
江端 浩人  
江端浩人事務所 代表 / CEO  
デジタルパートナー



阿部川 久広  
ITmedia Inc. シニアヴァイス  
プレジデント  
グローバルビジネス戦略推  
進担当



堀田 耕一郎  
富士通株式会社 スーパーコ  
ンピュータ開発メンバー  
富士通DNA館 館長



## 【企画】スポーツをテーマとしたワークショップ



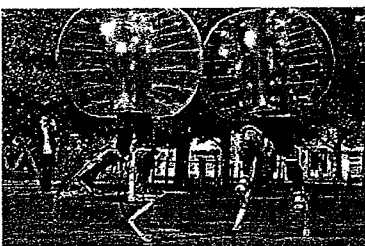
### よしもとが考えるアホなスポーツ アホスポ

“笑い”に“スポーツ”を掛け合わせたら、世界中の人々が楽しみながら健康になれるのでは。そういった考えから、子どもから高齢者、障がいをお持ちの方が一緒に“笑える”新しいスポーツを考案しております。スポーツとは誰もが一緒に楽しめるコトであり、人を元気にするチカラを持っています。



### スポーツアスリートワークショップ

“よしもと所属のスポーツアスリートによるスポーツワークショップ。かけっこ教室、サッカー教室、体操教室など一流のアスリートがスポーツの魅力を伝授していきます。



### 超人スポーツ

人の身体能力を超える力を身につけ「人を超える」、あるいは身体差により生じる「人と人のバリアを超える」、このような超人 (Superhuman) 同士がテクノロジーを自在に乗りこなし、競い合う「人機一体」の新たなスポーツを創造する団体が、新しいスポーツのかたちを提案します。







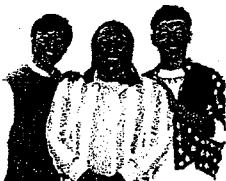
## 【企画】 イベント企画案①

### 千原ジュニア



子どもに対して得意なイメージがない…千原ジュニアが、まさかのワークショップに初挑戦！  
 ーワークショップ例  
 「PC初心者の千原ジュニアと学ぶ！プログラミング講座ワークショップ」  
 「みんなであいうえお作文をやってみよう！」  
 「みんなの注目を集める簡単話し方講座」など。

### ロバート



CM・料理・絵本…など多方面で活躍するロバートの3人がワークショップに参加！  
 ーワークショップ例  
 山本「むちゃぶりかみしばい ~みんなで紙芝居を作ろう~」  
 馬場「親子で出来る！簡単クッキング」など。  
 それぞれのワークショップには秋山扮する天才子役・上杉みち君が参加！ワークショップを盛り上げます。

### カジサック



YouTube チャンネル登録者数100万人超えのカジサックがワークショップに初挑戦！  
 ーワークショップ例  
 「カジサックと100人の子ども達で ~巨大OOを作ろう~」（OO…巨大書道、巨大紙飛行機）など。  
 YouTuberとして子どもから大人気のカジサックがこの時の様子を撮影。  
 動画制作としての勉強にも。



## 【企画】 イベント企画案②

### NON STYLE 石田



Twitter フォロワー数130万人超えのNON STYLE 石田がワークショップに初挑戦！  
 ーワークショップ例  
 「バズる！心を掴む簡単文章術ワークショップ」など。

### チョコレートプラネット



TT兄弟で大ブレイク中のチョコレートプラネットがワークショップに参加！  
 ーワークショップ例  
 「チョコプラプロデュース〜ダンボール遊園地〜」  
 「オリジナルサンダルを作ろう！」など。

### ジャルジャル & 構成作家 倉本美津留



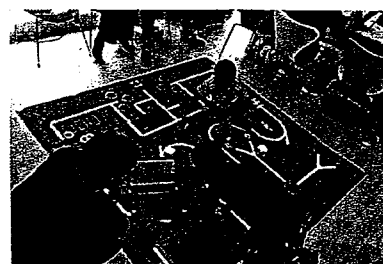
国名分けっこゲームが子ども達に人気のジャルジャルがワークショップに参加！  
 ーワークショップ例  
 「ジャルジャルと一緒に即興コントをしよう！超コントワークショップ」など。

### 霜降り明星



M-1・R-1・ものまねグランプリなどを総ナメにした、今最も勢いのある二人がワークショップに参加！  
 ーワークショップ例  
 「みんなの前でせいやにツッこんでみよう！コミュカが上がる一言ツッコミ講座」など。

他にも…話題のSTEAM教育を楽しく学べるワークショップも多数出展。



同時開催

# デジタルえほんアワード



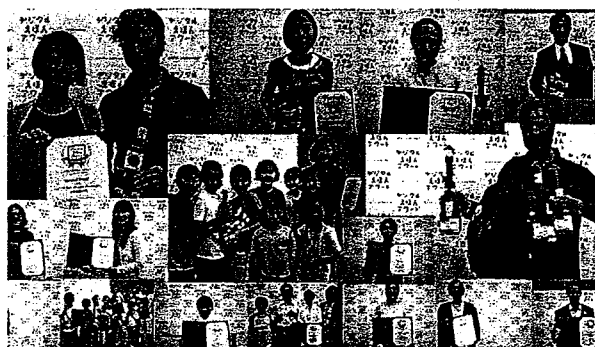
「デジタルえほん」とは

## ★デジタルえほんとは

<p>物語の世界に入り込む</p> <p>AR技術を使って現実世界とつなげたり、タップや音と一緒に楽しむ。</p>	<p>直感で楽しむ</p> <p>ページや言葉もなく、美しいワイドスクリーンや目を離して楽しむデジタルえほん。</p>
<p>つくって楽しむ</p> <p>カメラ・録音・お絵かき機能を使って、絵や動画のようが「道具」を使って楽しむデジタルえほん。</p>	<p>インタラクティブに楽しむ</p> <p>画面をタップすると音が鳴ったり、動き回り、インタラクティブに楽しむ。</p>

タブレット、電子書籍リーダー、電子黒板・デジタルサイネージ、スマートフォン、テレビ、パソコン等、すべてのこども向けのデジタル表現や教材を総称して、「デジタルえほん」としています。デジタルテクノロジーを活かした、新しい表現の世界をこども達に体験して欲しいと考えています。

## ★デジタルえほんアワード



2012年から開催している「デジタルえほんアワード」。今では世界中から応募が殺到する国際的なアワードへと成長しました。審査には様々な分野の第一線で活躍されている豪華審査員を招き、厳選なる審査を経て、子ども達の想像力を育む良質なデジタルえほんを表彰します。





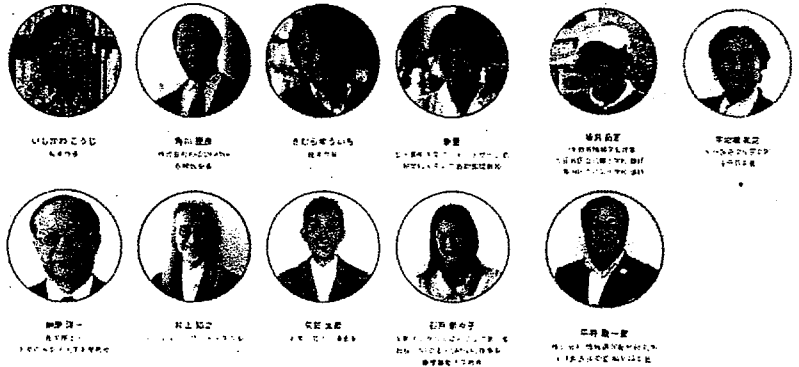
# デジタルえほんアワード2019

募集期間：2019年9月～2019年12月6日（金） \*表彰式は2020年3月を予定

募集作品：2019年12月6日までの間に制作された「デジタルえほん」作品。アプリ、インストールーション、AR/VR等、フォーマットや対応端末は問わず、審査する上で鑑賞可能な子ども向けデジタル表現作品や教材。

## 賞典

- ・グランプリ（賞金50万円）
- ・準グランプリ（賞金30万円）
- ・ラフ&ピース マザー賞（賞金30万円）
- ・審査員特別賞
- ・キッズ賞
- ・デジタル教材賞



主催 国際デジタルえほんフェア実行委員会  
 共催 NPO法人CANVAS  
 協力 ラフ&ピース マザー  
 後援 一般社団法人超教育協会

審査員（2019年9月現在）



## 事業予算書

事業名                      ワークショップコレクション

団体名                      特定非営利活動法人CANVAS

収 入	単位：円	支 出	単位：円
助成金・協賛金	20,000,000	運営事務局費（当日まで）	7,000,000
ワークショップ出展者出展料	6,300,000	当日運営スタッフ（2日間）	3,000,000
		広報費：チラシ、ポスター作成配布	4,500,000
		経費：運営機材レンタル、購入費など	3,000,000
		記録費：ビデオ、写真撮影	250,000
		保険	300,000
		講師費	2,500,000
		交通費	200,000
		製作費：会場装飾物、看板、サインなど	4,000,000
		スタッフ当日弁当代	300,000
		消耗品	1,000,000
		予備費	250,000
計	26,300,000	計	26,300,000

2019年10月23日

(備 考)

## 特定非営利活動法人CANVAS定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人CANVASという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区谷中七丁目5番12号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を京都府京都市山科区東野門口町13丁目1番山科ハイツ341に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こども、教育関係者、その他国民一般に対して、音楽、映像、演劇その他の表現物を創造する活動(以下「コンテンツ創造活動」という。)に関する事業を行い、国民の創造力と表現力の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① コンテンツ創造活動に関する国内・海外の調査研究及び情報提供
- ② 音楽、映像、演劇、自然科学などの子ども向けコンテンツ創造型ワークショップ(学外活動)の企画開発・実施及びこれらに関するコンサルティング
- ③ 研修、講演などによるコンテンツ創造活動の普及・啓発
- ④ コンテンツ創造活動の促進を図るための技術や教材の研究開発・提供
- ⑤ コンテンツ創造活動の促進を図るために必要な人材の育成・人材の紹介・人材の派遣等の支援
- ⑥ 上記に関する政策研究・提言・情報提供その他上記事業実施のために必要な事業

- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
  - ① 機関誌やイベントにおける広告掲載
  - ② 出版
  - ③ コンテンツ創造活動の促進を図る活動に関連する物品の製作又は販売
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

個人会員：この法人の目的に賛同して入会した個人

法人会員：この法人の目的に賛同して入会した法人

#### (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して入会し、賛助会員としての会費を納入する個人及び法人

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが

できる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上20人以内
- (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、評議員会の審議を経て、前理事長が選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の審議を経て、理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、解任する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の審議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任命する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更



- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行又は運営に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 評議員会

(設置)

第39条 この法人に、評議員会を置く。

(構成)

第40条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員は、5名以上20名以内とし、会員（法人会員は、その代表者または役員）の中から理事長が選任する。
- 3 理事長は、理事会の議決を経て、会員（法人会員は、その代表者または役員）以外の者から評議員を選任することができる。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。

(権能)

第41条 評議員会は、この定款で定めた事項のほか、法人の事業内容について評価、助言、提言を行う権能を有する。

(組織及び運営)

第42条 評議員会の組織、開催及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査及び外部会計監査人の会計監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川原 正人
副理事長	中村 伊知哉
同	山内 祐平
理事	奥田 義行
同	菊池 尚人
同	田村 拓
同	廣瀬 禎彦
同	堀 智美
同	森 由美子
監事	川原 和彦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 正会員  
個人会員 10,000円

	法人会員	100,000円
	賛助会員	100,000円
(2) 年会費	正会員	
	個人会員	10,000円
	法人会員	100,000円
	賛助会員	100,000円

本書は当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人CANVAS  
理事長 村本 奈々子

役員名簿

平成31年4月1日現在

特定非営利活動法人CANVAS

役名	氏名	住所又は居所	役職名等
理事	石戸 奈々子		理事長
理事	中村 伊知哉		副理事長
理事	今井 賢一		
理事	遠藤 由紀子		
理事	清水 康敬		
理事	廣瀬 積彦		
理事	渡部 洋		
監事	上沼 紫野		
監事	種名 出		